*** 被扶養者の認定に必要な添付書類 一覧 ***

※この一覧の内容は基本的な提出書類です。状況によっては追加で書類の提出をお願いする場合があります。
※住民票や戸籍謄本などの公的書類は、発行から3ケ月以内のものを提出ください。

						号•別	居どれ	どちらでもよい人			同居が条件の人					
					実子	<u> </u>] 		<u> </u>	孫・弟 	妹 【	-		その	D他 	
		書類名	配偶者	出生	高校生以下	(高校生除く)	父母	祖父母	出生	高校生以下	(高校生除く)	兄・姉	義父母	高校生以下	(高校生除く)	備考
		※①②等で記載されているものはセットで提出			下					下				下		
		健康保険 被扶養者(異動)届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	必ず提出する書類	被扶養者現況屆	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		国民年金第3号被保険者関係届 ※	0													※20歳以上60歳未満の配偶者のみ提出が必要
		世帯全員分の続柄入り住民票のコピー	0	0	0	0	0	0	0%	(OX	0%	0%	0	0	0	※住民票に続柄の記載がない場合は戸籍謄本を提出
	無職で収入がない	課税(非課税)証明書のコピー	0			0%	0	0			0%	0	0		0%	※学生の場合は学生証の両面コピーのみで可
	扶養の範囲内で収入がある	①課税(非課税)証明書のコピー ②収入に関する証明書類(次頁参照)	0			0%	0	0			0%	0	0		0%	※学生の場合は学生証の両面コピーのみで可
	学生	学生証の両面コピー				0					0				0	
加 入	夜間学校等の学生で昼間に仕事をしている	①課税(非課税)証明書のコピー ②収入に関する証明書類(次頁参照)			0	0					0				0	
入 理 由	結婚(収入がない)	①課税(非課税)証明書 ②婚姻日が確認できる書類(次頁参照)	0													
により提	結婚(収入がある)	①課税(非課税)証明書のコピー ②収入に関する証明書類(次頁参照) ③婚姻日が確認できる書類(次頁参照)	0													
出せ	退職(収入がない)	退職日が確認できる書類(次頁参照)	0			0	0	0			0	0	0		0	
9 る 書	退職(失業給付を受給中)	雇用保険受給資格者証 第1面+第3面のコピー ⇒支給開始の印字があり、支給開始日が確認できること	0			0	0	0			0	0	0		0	
類	自営業をやめた	廃業届のコピー	0			0	0	0			0	0	0		0	
	収入減(給与収入)	収入減少後の雇用契約書のコピー	0			0	0	0			0	0	0		0	※収入減少後の雇用契約書がない場合は、 「雇用証明のお願い」に会社に証明してもらってください。
	失業給付の受給終了	雇用保険受給資格書 第3面のコピー ⇒支給終了の印字があり、支給終了日が確認できること	0			0	0	0			0	0	0		0	
	被保険者と別居している (単身赴任、通学、介護、施設入所以外の理由)	直近3ヶ月分の仕送り証明書類 ※ (現金書留、銀行振込控えのコピーなど) ⇒被扶養者の収入以上の金額の仕送りが必要	0		0	0	0	0		0	0	0				※年1回行う扶養再認定では、直近6ヶ月分の仕送り証明が 必要です。認定後も、引き続き仕送り証明を残すように していただいてください。(手渡しは不可)
状況により提:	夫婦が共に被保険者である (配偶者が扶養に入っていない)	【配偶者が給与収入がある場合】⇒①+② 【配偶者が育休中の場合】 ⇒①+③ 【配偶者が自営業の場合】 ⇒①+④+⑤ ①配偶者の直近の課税(非課税)証明書のコピー ②配偶者の直近3ヶ月分の給与明細のコピー ③育休中である事を証明する書類 ④直近の確定申告書(控え)のコピー ⑤収支内訳書 または 損益計算書のコピー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		※配偶者がキユーピー・アヲハタ健保組合の被保険者であれば 記号・番号を異動届の備考欄に記入するだけでOK ※共同扶養者と被保険者の収入を比較して、収入の高い方の 被扶養者になる
出すっ	離婚により子を自分の扶養に変更する	離婚日が確認できる書類(次頁参照)		0	0	0										
る書類	被保険者と姓が違う	世帯全員分の続柄入り住民票	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
類	海外から日本に移住してくる(外国籍の方)	世帯全員分の続柄入り住民票 ⇒住民となった日付が確認できること	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	内縁関係の配偶者である	①戸籍謄本(夫・妻それぞれ) ②世帯全員分の続柄入り住民票 ⇒お互いに戸籍上の配偶者がいない かつ 同居により 内縁関係が確認できること ※	0													※別居の場合は要相談
	上記以外の加入理由・状況	健保組合にご相談ください														

収入に関する証明書類

収入の種類	提出書類					
給与(賞与を含む)	雇用契約書 または 直近3ケ月分の給与明細のコピー 賞与がある場合は賞与明細のコピー					
年金(老齢、障害、個人などすべて)	最新の支給額決定通知書 または 振込決定通知書のコピー ⇒被保険者も年金受給がある場合は併せて提出					
自営業(商業、農業、フリーランスなど)	①直近の確定申告書(控え)のコピー					
不動産(土地、建物)	②収支内訳書 または 損益計算書のコピー					
健康保険の傷病手当金						
労災保険の休業補償	直近の支給決定通知書のコピー					
労災保険の障害補償年金	直近の文和次定題和書のコピ					
労災保険の傷病補償年金						
雇用保険の失業給付	雇用保険受給資格書 第3面のコピー					
その他(利子、投資収入、生活援助など)	最新の支給額決定通知書 または 振込決定通知書のコピー					

退職日が確認できる書類

次のいずれかひとつを提出(すべてコピー可)
退職証明書
雇用保険の離職証明書
源泉徴収票
公的保険(他健保、共済組合など)を資格喪失した証明書

婚姻日が確認できる書類

次のいずれかひとつを提出(すべてコピー可)
戸籍謄本、婚姻受理証明書などの公的書類
会社に提出した諸届など(Jサポーターの申請も可)

離婚日が確認できる書類

次のいずれかひとつを提出(すべてコピー可)

除籍謄本、離婚受理証明書などの公的書類

会社に提出した諸届など(Jサポーターの申請も可)

2023年7月1日 改定 キユーピー・アヲハタ健康保険組合